

付録-8 点検表記録様式
(横断歩道橋定期点検要領 (国交省 道路局))
記入要領

目 次

- 1 点検表記録様式（横断歩道橋定期点検要領（国交省 道路局））の記入要領 1
- 2 点検表記録様式のファイル名・シート名の命名規則 7
- 3 点検表記録様式の緯度・経度情報の注意点について 7

1 点検表記録様式（横断歩道橋定期点検要領(国交省 道路局)）の記入要領

(1) 点検表記録様式の概要

本市が所有する「データベースの諸元に合わせる事

施設単位毎に健全性の診断の区分を決定する

様式1
点検DB登録用

横断歩道橋名・所在地・管理者名等		路線名		所在地		設置位置		緯度		経度		施設ID	
○△歩道橋 (フリガナ) ○△ホトウキョウ		市道大阪環状線											
管理者名		代替路の有無		緊急輸送道路		占用物件(名称)							
大阪市		有		三次		無							
横断歩道橋毎の健全性の診断 告示に基づく健全性の診断の区分		横断歩道橋諸元 架設年度		橋長		通路幅員		横断歩道橋形式 上部構造: I型下路式 下部構造: 円形支柱 基礎形式: 直接基礎					
II		1968		27.2		1.5							
※架設年度が不明の場合は「不明」と記入すること。													
技術的な評価結果		定期点検実施年月日		2020.12.17		定期点検者		株〇〇〇〇		△△ △△			
		想定する状況		地震		想定する状況		その他					
横断歩道橋 (全体として)		活荷重		A		写真番号		1		写真番号		2	
上部構造		A		A		写真番号		3		写真番号		4	
下部構造		A		A		写真番号		5		写真番号		6	
上下部接続部		A		A		写真番号		7		写真番号		8	
階段部		A		A		写真番号		9		写真番号		10	
その他の接続部		A		A		写真番号		11		写真番号		12	
その他(フェールセーフ)		—		—		写真番号		13		写真番号		14	

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

起点側



想定する状況に対してどのような状態になる可能性があるのかについて横断歩道橋(全体)及び上部構造等の状態をA B Cから選択して評価する

異なる役割を有する構造部分である「上部構造」「下部構造」「上下部接続部」「階段部」「その他接続部」「その他(フェールセーフ)」「その他」を記録する

様式2
点検DB登録用

状況写真(様式1に対応する状態の記録)
○上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部、その他の接続部、その他について技術的な評価の根拠となる写真を添付すること。

施設ID		定期点検実施年月日		2020.12.17		定期点検者		株〇〇〇〇		△△ △△	
想定する状況		1. 活荷重		想定する状況		2. 地震		想定する状況		3. その他	
構成要素		上部構造		構成要素		上部構造		構成要素		上部構造	
構成要素の状態		A		構成要素の状態		A		構成要素の状態		A	
写真番号		1		写真番号		2		写真番号		3	
備考		径間		備考		径間		備考		径間	
構成要素		下部構造		構成要素		下部構造		構成要素		下部構造	
構成要素の状態		A		構成要素の状態		A		構成要素の状態		A	
写真番号		3		写真番号		4		写真番号		5	
備考		径間		備考		径間		備考		径間	
構成要素		上部構造		構成要素		上部構造		構成要素		上部構造	
構成要素の状態		A		構成要素の状態		A		構成要素の状態		A	
写真番号		6		写真番号		7		写真番号		8	
備考		径間		備考		径間		備考		径間	

「活荷重」「地震」「その他」から選択する
「その他の場合は「豪雨・出水」など該当する状況を記録する

想定する状況に対する横断歩道橋および上部構造等の状態をA B Cから選択して評価する
※様式1との整合性を持たせること。

合理的な維持管理に資する目的より該当部位毎に特定事象の有無を記録す

近接目視により状態が把握できない部位・部材がある場合は健全性の診断の区分の前提条件として記録する

様式3

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見		施設ID	定期点検実施年月日	2020.12.17	定期点検者	●○○○○ △△ △△
該当部位	特定事象の有無 (有もしくは無)			健全性の診断の区分の前提	特記事項 (第三者被害の可能性に対する 応急措置の実施の有無等)	
	塩害	防食機能の低下	その他			
上部構造	無	有	—	特になし。	点検時点では第三者被害の可能性はなく、応急措置は不要である。	
下部構造	無	無	—	特になし。	点検時点では第三者被害の可能性はなく、応急措置は不要である。	
上下部接続部	無	無	—	特になし。	点検時点では第三者被害の可能性はなく、応急措置は不要である。	
階段部	無	有	—	特になし。	点検時点では第三者被害の可能性はなく、応急措置は不要である。	
その他の接続部	無	無	—	特になし。	点検時点では第三者被害の可能性はなく、応急措置は不要である。	
その他(フェールセーフ)	—	—	—	—	—	
所見	1) 技術的な評価結果からの特筆すべき事項 点検結果より、想定する状況に対し耐荷性能に影響を及ぼす損傷はなく、何らかの変状が生じる可能性は低いと評価する。 2) 特定事象との関連性から特筆すべき事項 塩害による損傷は生じていない。上部構造と階段部に防食機能の低下が見られるが、腐食は局所的であり耐久性能への影響は低いと評価する。 3) 損傷等の変状の状態 上部工や階段部の主桁等、漏水・滞水が生じ易い部分の鋼部材に腐食が見られるが、局所的であり点検時点では歩道橋の構造安全性の観点からは直ちに補修するほどの緊急性はないと診断する。 4) 妥当性があると考えられる措置 点検時点での腐食は局所的で著しい板厚減少もみられないが、漏水・滞水が生じ易い部分は塗膜の劣化や腐食が急速に進行する懸念があるため次回点検までに長寿命化を行うにあたっての時宜を得た修繕等の対策を行うことが望ましい状態であると考えられる。 5) 健全性の判定区分 局所的な腐食により横断歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態であると判定したため健全性の診断の区分をⅡと決定した。					

「健全性の診断の区分」の決定に大きく関わる技術的見解について措置に対する考え方との関連性がわかるように記載する。
※上記は記載例であり規定の書式ではない

次回定期点検までの第三者被害の発生の可能性についての横断歩道橋の状態に関する所見として、措置が必要であるかどうかを記録する。

(2) 点検表記録様式の記入要領

以下に記入の要旨を記す。詳細は「横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）令和6年3月 国土交通省 道路局」の「付録様式集」を参照すること。

【記録様式1】

記録様式1は、横断歩道橋の健全性の診断の区分、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があるのかについての技術的な評価結果について記録するためのものである。

1. 技術的な評価結果

想定する状況に対する横断歩道橋及び上部構造等の状態を以下の ABC から選択し記録する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い。

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある。

C：致命的な状態となる可能性がある。

なお、「地震」の影響に対する状態の技術的な評価にあたっては、フェールセーフの機能を考慮してはならない。

その他（フェールセーフ）については、横断歩道橋に地震時に機能させることを意図したフェールセーフが設けられている場合に、「地震」の影響に対して、その横断歩道橋がフェールセーフが機能することを期待する状態となることを想定して、フェールセーフの装置等に着目して、それが所定の機能を適正に発揮できるかどうかの観点で評価する。すなわちこの場合の何らかの変状とは、フェールセーフが期待される機能を発揮できない状態となることに相当し、致命的な状態とは、フェールセーフが所定の機能を発揮できないままに破壊されたり、その機能を喪失した状態となることに相当する。

2. 写真番号

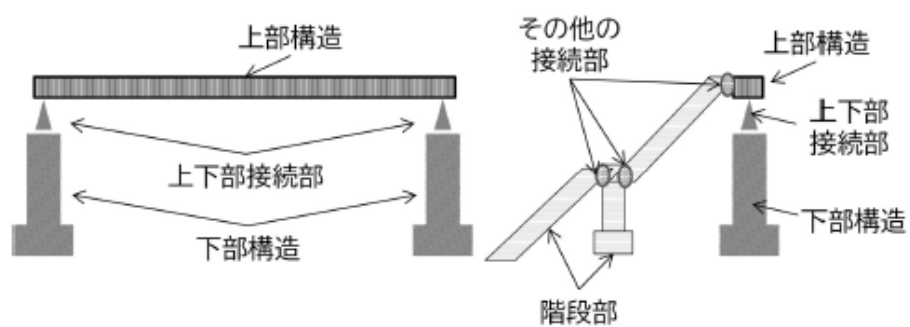
該当する様式2の写真番号を記録する。

3. 想定する状況

その他の（ ）内には、豪雨・出水など、活荷重、地震以外に想定することとした状況を記録する。

4. 構成要素の構成の例

主な構造形式に対する異なる役割を担う構造部分である、上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部、その他の接続部の一般的な捉え方の例を示す。



【記録様式2】

記録様式2は、様式1の健全性の診断の区分や技術的な評価の根拠となる点検時点で把握した横断歩道橋の状態について記録するためのものである。

1. 構成要素

異なる役割を有する構造部分である「上部構造」、「下部構造」、「上下部接続部」、「階段部」、「その他接続部」、「その他（フェールセーフ）」、「その他」を記録する。

2. 想定する状況

「活荷重」、「地震」、「その他」から選択する。「その他」の場合は、「豪雨・出水」など、該当する状況を記録する。

3. 構成要素の状況

想定する状況に対する横断歩道橋及び上部構造等の状態を以下のABCから選択して記録する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い。

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある。

C：致命的な状態となる可能性がある。

4. 写真

様式1の健全性の診断の区分や技術的な評価結果の根拠となった横断歩道橋の構成要素の状態について、点検時点で確認した状態を写真で記録する。

5. 備考

根拠となる写真について、必要に応じて、構成要素の役割に対して技術的な観点からどのように評価したのか等を補足する。

6. 構成要素に求められる機能

上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部、その他の接続部がそれぞれ求められる役割を果たせる状態かどうか推定するにあたっては、それぞれの役割を果たすために、求められる機能を担える状態であるかどうかから推定することになる。

それぞれの構成要素が担う機能の分類については「横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）令和6年3月国土交通省 道路局」の「様式2の記録の手引き」を参照すること。

【記録様式3】

記録様式3は、様式1の「健全性の診断の区分」にあたって考慮される予防保全の必要性の観点や健全性の診断の区分の前提条件及び所見を記録するためのものである。

1. 特定事象

定期点検では、基本的に次回の定期点検までの間に遭遇する状況に対してどのような状態となる可能性があるのかを主たる根拠として健全性の診断の区分が行なわれることとなる。

次回の定期点検までの間（一般的には5年程度の期間）に構成要素の耐久性能に影響を及ぼすような変状が急速に進行する懸念のある事象を特定事象として定義し、これらに遭遇する状況を予測して合理的な維持管理に資する目的で、特定事象の該当の有無を記録するようにしている。主な特定事象は「塩害」「防食機能の低下」及び「その他」を基本とする。

2. 健全性の診断の区分の前提

健全性の診断の区分にあたって、近接目視により状態が把握できない部位・部材がある場合は、健全性の診断の区分の前提として記録する。

3. 特記事項（第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等）

応急措置として、第三者被害の可能性のあるうき・剥離部や腐食片などについて除去等の実施の有無を記載する。また応急措置の実施の有無も考慮した上で、次回定期点検までの第三者被害の発生の可能性についての横断歩道橋の状態に関する所見として、措置が必要であるかどうかをあわせて記録する。

4. 所見

所見には、「健全性の診断の区分」の決定に大きく関わる技術的見解について、措置に対する考え方との関連性がわかるように記載する。

総合所見として、様式1、2及び様式3の特定事象にかかる所見を踏まえたうえで、それらの各状態や評価の結果から、どのように「健全性の診断の区分」の決定に反映される措置の考え方が妥当なものとして導き出されるのかについて技術的見解などの根拠が記載されることが特に重要である。

2 点検表記録様式のファイル名・シート名の命名規則

(1) はじめに

定期点検結果のとりまとめを行うにあたり、点検表記録様式に記載されたデータと本市が所有する「データベース」との関連付けを行ったうえで、整理・蓄積するために、点検表記録様式のファイルのファイル名・シート名の命名規則を定める。

点検表記録様式の提出にあたっては、本命名規則に沿って作成すること。

(2) 適用

・本命名規則では、定期点検結果の報告に使用する国交省 HP*1 で公開中の「横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局」の Excel ファイルを対象に、ファイル名・シート名を定める。

*1：[横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局](#)

- ・1 施設 1 つの点検表記録様式（Excel ファイル）を基本とする。1 施設で複数の点検表記録様式（Excel ファイル）への記載となる場合も本命名規則に従うこと。
- ・詳細は＜DB登録用様式＞門型標識等記録様式（EXCEL ファイルの「記入の留意点」シートを参照すること。

3 点検表記録様式の緯度・経度情報の注意点について

定期点検要領等の点検表記録様式に記載する緯度・経度情報については、本市が所有する「データベース」との関連付けに使用するため、下記に沿って、記載すること。

記入形式

- ・記入形式は「0.000000（小数点以下5桁まで）」とすること。

※点検表記録様式と本市が所有する「データベース」の関連付けに使用するため、起点側の緯度経度は、本市が所有する「データベース」に記入された緯度経度と一致させること。

参考文献一覧

国土交通省道路局、横断歩道橋定期点検要領、平成 31 年 2 月、 pp.18-19

国土交通省道路局、「横断歩道橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）」

令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局、pp.12-22